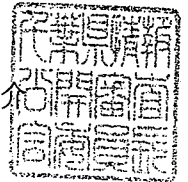


答 申 第 3 1 3 号
平成 2 2 年 1 月 2 8 日

千葉県知事 鈴木栄治 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋



異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 1 年 8 月 2 0 日付け東整柏第 9 7 1 号－1 による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

諮問第 4 1 7 号

平成 2 1 年 7 月 2 6 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 1 年 7 月 1 5 日付け東整柏第 8 0 7 号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、不開示とした情報のうち、取下げ届が提出された建築物の用途、構造、工事種別、階数、面積及び建築種別の欄に記載された情報並びに高さ及び確認の特例に記載された情報の部分を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成21年7月15日付け東整柏第807号による行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 私が書いた行政文書開示請求書の件名又は内容が違っている。

「記載されたページ」という事は書いていない。

(2) 「開示しない部分」は[REDACTED]のことか他人の家かわかりません。

(3) 今だに欠陥もあり、建築基準法違反、施行令違反、一級建築士法違反、建築業法違反がある。だから受付台帳がどのような状態か、他の家も受付と確認番号は同じか。

(4) 確認申請の台帳に書かれている内容は建築中表示している。

(5) 私はページだけでなく台帳の表紙等と、不開示は他人の家は名前のところだけかくしたら良い。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る行政文書開示請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対して、平成21年6月24日付けで、行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄の記載を「確認申請の受付台帳 受付平成6年11月21日 第東147号 施主[REDACTED]」（以下「本件請求内容欄の記載」という。）とする行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、確認申請書（建築物）の受付台帳のうち、平成6年11月21日付け東第147号で受け付けた確認申請書について記載されたページ（以下「本件対象文書」という。）を本件請求に係る対象文書と特定し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号及び第3号に該当するとして本件決定を行った。

2 本件決定を行った理由について

(1) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書のうち、確認済証等の受領者の印影並びに確認申請書の取下げ届が提出された建築物の建築主及び建築地は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することがで

きるものである。

また、取下げ届が提出された建築物の計画は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 93 条の 2 の規定により建築計画概要書で閲覧に供されておらず、取下げ届が提出された建築物の用途、構造、工事種別、階数、面積及び建築種別の欄に記載された情報は、個人の建築物の計画に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

(2) 条例第 8 条第 3 号該当性について

条例第 8 条第 3 号に該当するとして不開示とした情報は、取下げ届が提出された建築物の高さ及び確認の特例の欄に記載された情報並びに設備の欄に記載された浄化槽の名称（型式）である。

これらの情報は、建築士事務所が行った設計に係る情報であり、その所属する建築士が建築基準法の範囲内で、建築主の需要に応え、経済性及び安全性等を考慮し、建築士の経験、技量に基づいて設計するものであり、これらの情報が明らかになれば建築士事務所に所属する建築士の持つデザイン上、設計技術上のノウハウが明らかになり、当該建築士事務所の競争上又は事業運営上の地位に不利益を与えられと考えられる。

3 異議申立ての理由について

- (1) 異議申立人は、確認申請の台帳に書かれている内容は建築中表示していると異議申立書に記載するものである。この点について、建築及び浄化槽の工事現場には建築基準法第 89 条第 1 項及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 30 条の規定による標識の掲示をしなければならないが、確認の申請が取り下げられた建築物は確認済証が交付されず、建築等の工事が行われなため標識の掲示はされない。また、浄化槽の名称（型式）は掲示すべき事項とされていない。
- (2) 「台帳の表紙等」と異議申立書に記載があるが、確認申請の受付台帳は加除式のファイルに必要事項を記載する形式のものであり、対象文書に表紙は存在しない。

第 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

本件請求の内容及び本件決定については、前述のとおりである。

これに対し異議申立人は、平成 21 年 7 月 26 日付けで、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

2 対象文書の特定について

- (1) 異議申立人は、「私はページだけでなく台帳の表紙等」と異議申立書に記載しており、本件決定を行った担当課所である東葛飾地域整備センター柏整備事務所において存在すると異議申立人が考える、確認申請の受付台帳の表紙等についても対象文書として特定され、開示決定等がなされるべきであったと主張しているものと思料される。
- (2) この点について実施機関は、確認申請の受付台帳は加除式のファイルに必要事項を記載する形式のものであり、表紙は存在せず、本件請求内容欄の記載から本件対象文書を特定

した旨説明するものである。確認申請の受付台帳に表紙は存在せず、本件対象文書以外に特定すべき文書は存在しないので、実施機関の説明に特段不合理な点はなく、異議申立人の主張を是認すべき事由はないから、実施機関の判断は妥当である。

3 条例第8条各号該当性について

(1) 条例第8条第2号該当性について

ア 不開示とした情報のうち、確認済証等の受領者の印影並びに取下げ届が提出された建築物の建築主及び建築地については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるので、条例第8条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の決定は妥当である。

イ 取下げ届が提出された建築物の用途、構造、工事種別、階数、面積及び建築種別の欄に記載された情報については、取下げ届が提出された建築物に係る特定の個人を識別させる情報を不開示とする以上、特定の個人を識別することができるものに該当することはなく、また、これらの情報が記載された建築計画概要書が閲覧に供されないことを理由に、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するとは認められないので、条例第8条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の決定を首肯することはできない。

(2) 条例第8条第3号該当性について

ア 取下げ届が提出された建築物の高さ及び確認の特例の欄に記載された情報については、これを明らかにすることは、建築士事務所に所属する建築士の持つデザイン上、設計技術上のノウハウが明らかになり、当該建築士事務所の競争上又は事業運営上の地位に不利益を与えると実施機関は主張するが、これらの情報は建築計画概要書による開示を前提とした情報である。

仮に、これらの情報が、建築士の持つデザイン上、設計技術上のノウハウに該当する情報であったとしても、建築士事務所は当該情報が建築計画概要書の閲覧により開示される不利益を甘受した上で設計を行うものであり、当該情報を公にすることにより、当該建築士事務所の競争上又は事業運営上の地位に不利益を与えると認められないので、条例第8条第3号に該当するとして不開示とした実施機関の決定を首肯することはできない。

イ 設備の欄に記載された浄化槽の名称（型式）については、建築士事務所に所属する建築士の持つデザイン上、設計技術上のノウハウに係る情報であると認められ、公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するとして不開示とした実施機関の決定は妥当である。

4 異議申立人のその余の主張について

その他、異議申立人は種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

実施機関は、取下げ届が提出された建築物の用途、構造、工事種別、階数、面積及び建築種別の欄に記載された情報並びに高さ及び確認の特例に記載された情報の部分を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
21. 8. 20	諮問書の受理
21. 9. 25	実施機関の理由説明書の受理
21. 12. 1	審議 実施機関から不開示理由の聴取
21. 12. 22	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	部会長職務 代理者

(五十音順：平成21年12月22日現在)